

岩見沢市告示 第 31 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 4月1日

岩見沢市長 松 野 哲



1. 都市計画の種類

準防火地域

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市北1条西11丁目、1条西9丁目から1条西11丁目、2条西10丁目、2条西11丁目、3条西9丁目から3条西11丁目、4条西8丁目から4条西11丁目、5条西6丁目から5条西11丁目及び6条西7丁目の各一部、2条西9丁目の全部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画準防火地域の変更（岩見沢市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準 防 火 地 域	約 129 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

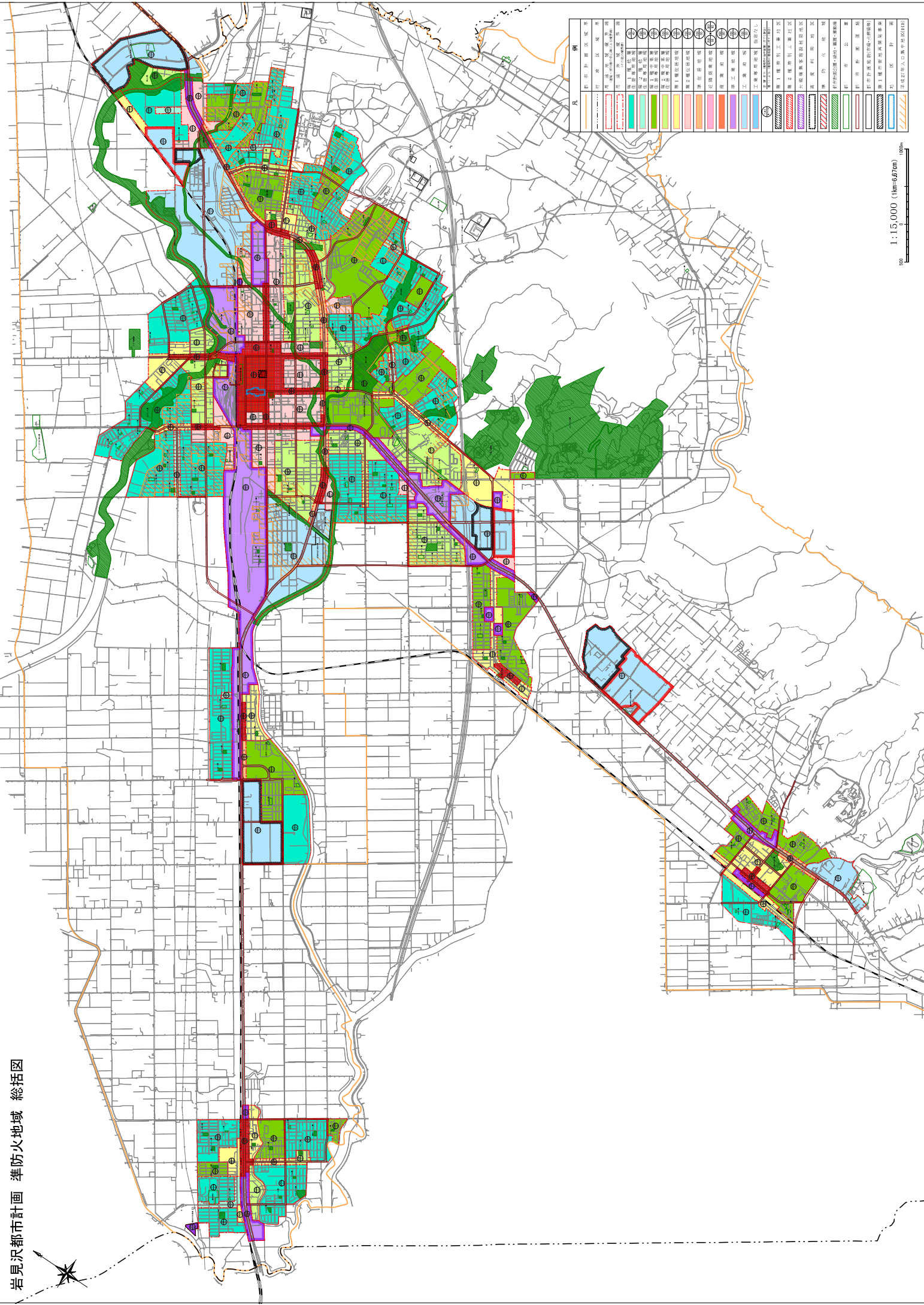
商業系用途地域から住居系用途地域に変更する区域の準防火地域の指定を解除し、適切な土地利用を図る。

岩見沢都市計画準防火地域 新旧対照表

種 類	面積 (ha)			備考
	新	旧	増減	
準防火地域	約 129 ha	約 140 ha	約 11ha 減	

岩見沢都市計画 準防火地域 総括図

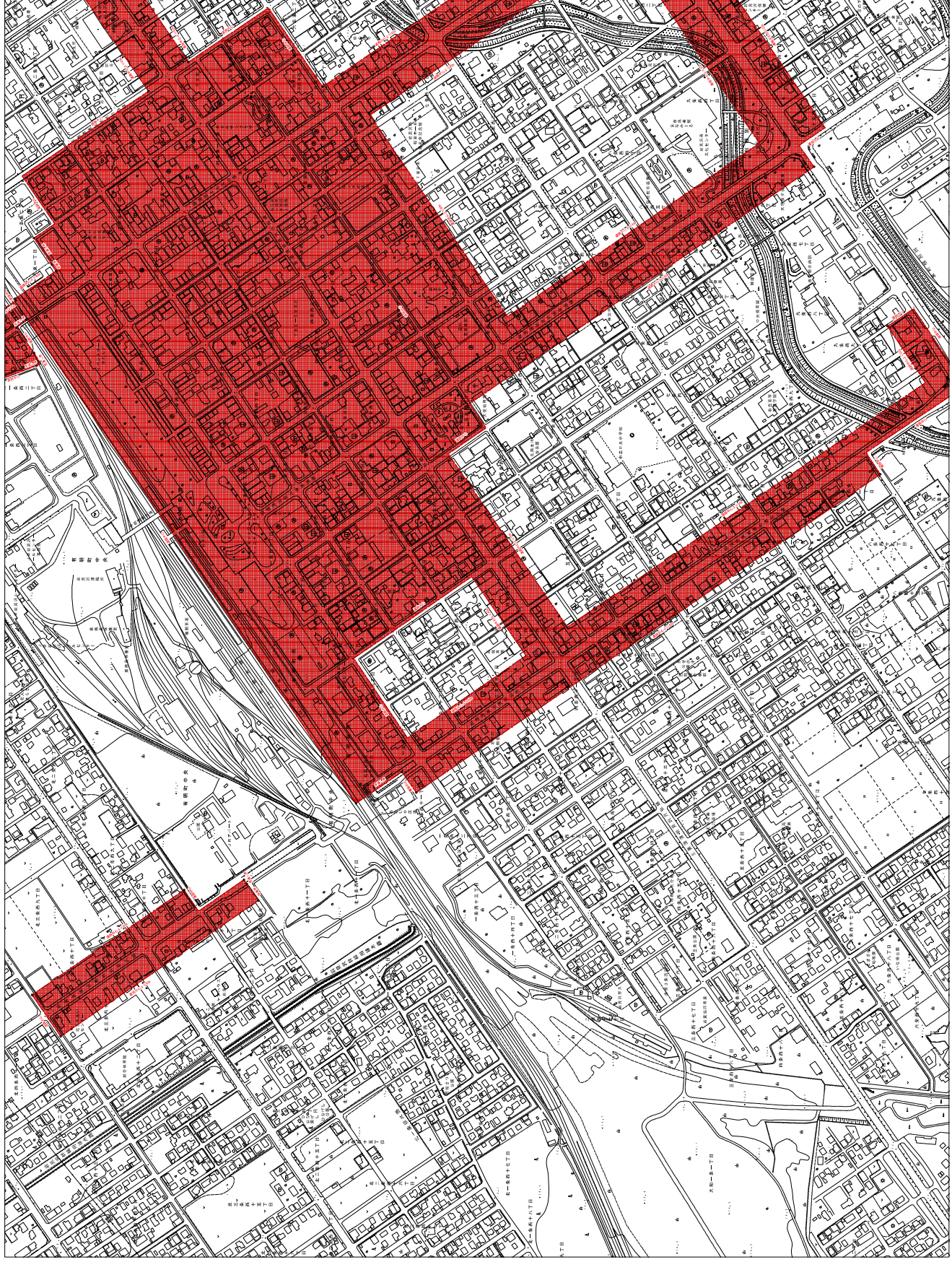
1:15,000 (1cm=150m)

[illegible]

1:15,000 (1km=6.67cm)



凡 例	
——	都市計画区域線
——	道庁または市町村中心線
——	上記以外の境界による
■	準防火地域凡例
■	準防火地域



岩見沢都市計画 準防火地域 変更箇所図

